

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月10日 午後1時33分～午後2時3分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 15名 欠席者 4名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

3. 非農地証明の交付について

4. 閉 会

出席委員（15名） 副会長 木下正信

議席番号	氏名
2番	日高徳久
4番	江崎徳光
6番	中村正治
8番	加藤和己
10番	木下正信
13番	長岡直行
15番	北原喜博
17番	前原新

議席番号	氏名
3番	永江三夫
5番	河野和夫
7番	河野順大
9番	岡田佳子
12番	東政<
14番	倉吉大作
16番	田崎明

欠席委員（4名）

1番	野田一徳
18番	松尾京子

11番	松藤忠
19番	徳永順子

出席推進委員（19名）

座席番号	氏名
21番	藤木茂光
23番	高尾芳樹
25番	山下勝敏
27番	大塚郁久
29番	松尾一則
31番	坂梨正充
33番	山下信介
35番	野中勝吉
37番	渡邊哲司
39番	坂口昌義

座席番号	氏名
22番	井上正光
24番	境秀作
26番	釘嶋房男
28番	上原充
30番	柿原<典
32番	河野通成
34番	城敬介
36番	平木啓喜
38番	宮崎和道

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 堤 和 美

事務局 田 中 砂 希

午後1時33分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年3月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、本日会長欠席のため、木下副会長が御挨拶申し上げます。

○副会長（木下）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条及び第17条の規定によりまして、副会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、副会長よろしく申し上げます。

○議長（木下）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号1番野田委員、11番松藤委員、18番松尾委員、19番徳永委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、19名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号17番前原新委員、同じく2番日高德久委員に申し上げます。

また、本日の会議書記には事務局職員の堤和美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、賃貸借となっております。市街化区域内ということで、3条の申請がされています。契約期間は5年間です。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○39番（坂口）

審査しましたところ、問題ないと判断しております。皆様の御協力よろしくをお願いします。

○議長（木下）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、親子間の贈与のため要件を満たしております。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

最初にお断りしておきますけれども、資料2ページの③-2の書類は、推進委員、釘嶋房男

だけになっておりますのは、地元農業委員の日高さんが病気療養中だったために、私が現地確認及び資料確認を行っております。

現地及び資料を確認いたしましたところ、問題ないと思われましたので、御審議よろしくお願ひします。

○議長（木下）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

これも同じく私一人で現地及び書類の確認をいたしております。確認の結果、異常なしと思われるので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（木下）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、親子間の贈与のため要件を満たしております。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたところ、何ら問題ないと思われますので、皆様方の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（木下）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積は5反未満ではありますが、耕作利便のための隣接農地との一体利用によるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、問題ないと思われます。皆さんの御審議をお願いします。

○議長（木下）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積は5反未満ではありますが、譲受人が貸し付けた農業生産法人の構成員でありますので、条件を満たしております。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、問題ないと思われます。皆さんの御審議をお願いします。

○議長（木下）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。譲受人は農地所有適格法人以外の法人であり、移動の理由は、解除条件付き使用貸借となっております。平成29年4月から使用貸借をされており、今回、再設定を申請するものです。契約期間は3年間です。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番（宮崎）

申請書及び現地等の確認をいたしましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、皆さんの御審議をお願いいたします。

○議長（木下）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。親子間の贈与で、譲受人は農業の手伝いをしていると聞いております。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○30番（柿原）

事務局から今説明がありましたように、親子間の贈与ということで、地元委員としては何ら問題ないと思っております。皆さん方の御審議方よろしくお願いします。

○議長（木下）

ただいま整理番号8番について説明がありました。御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。譲受人は、農地所有適格法人以外の株式会社であり、移動の理由は解除条件付きの賃貸借となっております。みやま市で初めての参入となります。令和4年11月総会において、機械、労働力、技術の確保の面で要件を満たしていなかったため不許可とした案件と同じですが、要件を満たすことが書面上確認できましたので、令和5年2月28日、正副会長、総務、農政両委員長及び地元委員による面談を行っております。契約期間は10年間です。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

申請書類を確認し、地元委員としては、ここはやむを得ないと考えていますが、今後、注意して見守っていきたいと思います。皆さんの御審議をお願いします。

○議長（木下）

次に、9番については、一般法人が解除条件付で新規就農されますので、正副会長、総務委員長、農政委員長及び地元委員にて面談を行っておりますので、農政委員長より報告をお願いいたします。

○農政委員長（北原）

先ほど副会長のほうから説明がありましたとおり、2月28日に農業委員会の事務局の2階で面談をしました。地元委員さんからもあったとおり要件を満たしておられますので、今回は許可が必要だと思いますが、新規作物でもあり、農業委員さん皆さんで関心を持ってしていく必要があるとは思いますが、以上です。

○議長（木下）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定

いたします。

次に、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内用途地域の第三種農地に宅地分譲するために転用するものです。

東は道路、西は宅地、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、水路へ放流します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し水路へ放流します。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

先日、現地並びに書類を審査いたしました。それと、事務局の説明のとおり、区长さん、水利委員さんの無条件の許可を得ていますので、特に問題なかったと思います。皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

今おっしゃったように、別に問題はなかったと思います。よろしく願いします。

○議長（木下）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第44号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に農業用倉庫を建設するために転用するものです。

東は畑、西は道路、北は道路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水はありません。雨水排水については、側溝へ放流及び自然流下をします。以上です。

○議長（木下）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○30番（柿原）

ここは3年ぐらい前に担い手が帰ってきて、経営の規模拡大とかをやった関係もあって、手狭な倉庫を建て替えるということでございます。地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、皆さん方の御審議をよろしくお願いします。

○議長（木下）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

今、地元委員の方から説明がありましたように、別に問題ないと思います。倉庫を建てるということなので、以上です。

○議長（木下）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第44号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局は、議案第45号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は、田21万1,759平方メートル、畑2万2,097平方メートル、合計23万3,856平方メートルで、件数は57件、筆数は137筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書17ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが2件となっております。内容につきましては、次の18ページの各筆別明細のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（木下）

ただいま議案第45号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第45号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御異議がないようですので、議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が21件出されております。内容については、設定が18件、自作が3件となっております。以上です。

○議長（木下）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が4件出されております。内容については、設定が4件となっております。以上です。

○議長（木下）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告3号、非農地証明の交付について、1件の交付を行っております。令和5年1月10日に総務委員及び事務局で確認を行っております。以上です。

○議長（木下）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時3分 閉会